

令和 8 年

A decorative border consisting of a repeating pattern of small floral motifs, forming a rectangular frame around the central text.

第 2 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

報告第1号

令和7年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費について

令和7年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和7年度恵庭市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事	業	名	額	翌年繰越額	左記の財源の内			記		
							既収財源	特定財源	一般財源		源	
							収入	支出	入	定	額	
							国・道	市	他	市	内	源
							定	定	定	定	定	源
							額	額	額	額	額	額
2 総務費	1 総務管理費	柏陽地区複合施設整備工事費 (北電柱移設事業)	費	名	額	4,288,000	4,288,000		4,288,000			
						120,349,000	63,945,250	(国)				
	1 総務管理費	物価高対策子育て応援手当支給事業費 (物価高対策子育て応援手当支給事業)	費	名	額	69,782,000	14,490,250	(国)				
						310,400,000	180,218,750	(国)			130,181,250	
3 戸籍台帳費	1 総務管理費	一般事務システム等改修費 (戸籍附票システム等改修)	費	名	額	8,570,000	8,416,000	(国)			1,200	
						26,396,000	26,396,000		26,396,000			
4 衛生費	2 保健体育費	島松水泳プール新設工事費 (島松水泳プール新設工事)	費	名	額	26,396,000	26,396,000					
						11,900,000	11,900,000	(道)			4,200,000	84,000
6 農林水産業費	1 農林費	農業水路等長寿命化・防災減災事業費 (西4線排水機場水位計更新・基線幹線排水路改修工事)	費	名	額	11,900,000	11,900,000					
						4,277,000	4,002,000	(国)			2,001,000	2,001,000
7 商工費	1 商工費	工業所有者不明土地等対策事業費 (所有者不明土地等対策事業)	費	名	額	4,277,000	4,002,000	(国)			2,001,000	
						246,184,000	246,184,000	(国)			141,372,000	104,800,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化プロジェクト事業費 (道路長寿命化プロジェクト事業)	費	名	額	246,184,000	246,184,000					
						16,500,000	13,564,958					12,200,000
10 教育費	2 小学校費	島松小学校校舎防音機能復旧事業費 (暖房設備更新実施施設)	費	名	額	25,850,000	25,850,000	(国)			5,314,000	
						19,151,000	19,151,000	(国)			6,446,000	12,700,000
	3 中学校費	恵明中学校防火シャッター改修工事費 (防火シャッター改修工事)	費	名	額	748,588,658	748,588,658	(国)	429,241,250	30,684,000	138,963,408	
863,647,000						863,647,000	(道)	421,625,250		(繰越金)	149,700,000	138,963,408
合計							7,616,000	(道)			138,963,408	

報告第2号

令和7年度恵庭市一般会計予算の事故繰越しについて

令和7年度恵庭市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和7年度恵庭市一般会計事故繰越し繰越計算書

(円)

款	項	事業名	支出行為	左の内訳		支出負担額	年度繰越額	既特定収入	左の財源内訳			説明	
				支出行	支出済額				支出未済額	未収入金の	財源		
											支出行		支出済額
6 農林水産業費	1 農林費	畜産振興事業費	0	0	0	500,000,000	500,000,000		500,000,000			高病原性鳥インフルエンザの発生による工事の中断	
		計	0	0	0	500,000,000	500,000,000		500,000,000 (道) (500,000,000)				

報告第3号

令和7年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越について

令和7年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和7年度恵庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	管渠整備事業 (ストックマネジ メント(老朽化対 策))	310,261,000	0	310,261,000	114,000,000	196,250,000	11,000	0	0	予算の繰り越しを前 提とする国庫補助の 追加採択を受けたた め。
		管渠整備事業 (浸水対策)	83,224,000	0	83,224,000	29,500,000	49,550,000	4,174,000	0	0	予算の繰り越しを前 提とする国庫補助の 追加採択を受けたた め。
	計		393,485,000	0	393,485,000	143,500,000	245,800,000	4,185,000	0	0	

議案第1号

人権擁護委員候補者の推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 池 川 良 一

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

〔氏 名〕 七 条 京 子

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

〔氏 名〕 岡 本 実千世

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

議案第2号

恵庭市農業委員会委員の任命の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、恵庭市農業委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

[氏 名] 工 藤 伸 一

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 西 野 和 文

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 平 野 貴 史

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 西 口 雅 樹

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 澤 永 英 樹

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 中 村 孝 之

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 小 寺 和 雄

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 寺 澤 順 一

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 坂 本 孝 之

[住 所] 恵庭市

[生年月日]

[氏 名] 姉 崎 敏 一

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 小山内 洋 美

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 大 岩 則 子

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 柴 田 健 一

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 五 東 英 一

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

[氏 名] 山 田 元

[住 所] 恵庭市 [REDACTED]

[生年月日] [REDACTED]

根 拠 法 令	農業委員会等に関する法律第8条第1項
委 員 数	15人
任 期	3年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
資 格 要 件	委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。
禁 止 事 項 等	(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
備 考	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の公布に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と選任制の併用から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となった。 また、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること、及び委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することが義務付けられた。

議案第3号

恵庭市税条例の一部改正について

恵庭市税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第24条（略） （寄附金税額控除） 第24条の2（略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	第1条～第24条（略） （寄附金税額控除） 第24条の2（略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第25条～第27条（略） （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金	第25条～第27条（略） （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金

現行	改正案
<p>等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。))前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第14条第2</p>	<p>等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号並びに第29条の3第1項及び第2項第4号において同じ。))前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第14条第2</p>

現行	改正案
<p>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第57条第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第29条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受</u></p>	<p>第29条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第49条に規定する退職手当等に限る。以下こ</u></p>

現行	改正案
<p><u>ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書</p>	<p><u>の号において同じ。)</u>に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書</p>

現行	改正案
<p>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第30条～第69条 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第71条～第149条 (略)</p>	<p>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は同条第1項_____の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第30条～第69条 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第70条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋_____にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第71条～第149条 (略)</p>

現行	改正案
<p data-bbox="272 300 360 329">附 則</p> <p data-bbox="193 344 485 374">第1条～第3条の4 (略)</p> <p data-bbox="221 439 775 515">(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p data-bbox="193 530 775 981">第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p data-bbox="193 1043 485 1072">第5条・第5条の2 (略)</p> <p data-bbox="221 1137 775 1727">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="193 1742 285 1771">2 (略)</p> <p data-bbox="221 1836 775 1960">(寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条</p>	<p data-bbox="882 300 970 329">附 則</p> <p data-bbox="802 344 1094 374">第1条～第3条の4 (略)</p> <p data-bbox="831 439 1385 515">(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p data-bbox="802 530 1385 981">第4条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p data-bbox="802 1043 1094 1072">第5条・第5条の2 (略)</p> <p data-bbox="831 1137 1385 1727">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第5条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="802 1742 895 1771">2 (略)</p> <p data-bbox="831 1836 1385 1960">(寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条</p>

現行	改正案
<p>の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第22条の2第1項</p> <p>又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項</p> <p>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5～第7条 (略)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項</p> <p>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第22条の2第1項、附則第22条の3第1項</p> <p>又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項</p> <p>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5～第7条 (略)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項</p> <p>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>

現行	改正案
<p>第9条～第10条 (略)</p>	<p><u>15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に規定する特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u></p> <p><u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に、提出することができなかった理由</u></p> <p>第9条～第10条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p>第10条の3～第20条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p><u>21 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>第10条の3～第20条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地</u></p>

現行	改正案
<p>第20条の3～第22条の2（略）</p>	<p><u>すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第20条の3～第22条の2（略）</p> <p><u>(特定暗号資産等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第22条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p>

現行	改正案
<p>第23条～第27条（略）</p>	<p>(1) <u>第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第22条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第22条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第22条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第23条～第27条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正並びに附則第4条の改正及び附則第5条の3第1項の改正並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第70条の改正及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第24条の2第2項の改正並びに附則第5条の4の改正（「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2及び附則第20条の2の改正並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第5条の4の改正（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第22条の2の次に1条を加える改正並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の恵庭市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の恵庭市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に

規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の恵庭市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第20条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第20条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第22条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分

の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第70条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について

恵庭市都市計画税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和 5 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略） 附 則 1～5（略）	第1条～第6条（略） 附 則 1～5（略） <u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u> 6 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</u> 7 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金</u>

現行	改正案
<p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8</p>	<p>確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)</u>又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8</p>

現行	改正案
<p>年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令 和6年度から令和8年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわ らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除く。))又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据 置都市計画税額」という。)とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6 年度から令和8年度までの各年度分の都市計 画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、</p>	<p>年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令 和6年度から令和8年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわ らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除く。))又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据 置都市計画税額」という。)とする。</p> <p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6 年度から令和8年度までの各年度分の都市計 画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、</p>

現行	改正案
<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>14 (略)</p>
<p>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第11項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>	<p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>
<p>14 <u>附則第6項及び第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項及び前項</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところ</p>	<p>16 <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項及び前項</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところ</p>

現行	改正案
による。 <u>15</u> （略） <u>16</u> （略）	による。 <u>17</u> （略） <u>18</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第5号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 小型ロータリー除雪車
- 2 契約金額 33,660,000円
- 3 契約の相手方 岩見沢市幌向北1条2丁目580番地
開発工建株式会社
代表取締役 奈良和樹
- 4 取得の目的 小型ロータリー除雪車の更新
- 5 契約の方法 3者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

北海道川崎建機株式会社札幌支社

開発工建株式会社

ナラサキ産業株式会社北海道支社

以上 3者

議案第6号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 教育用端末更新整備事業情報機器一式
- 2 契約金額 83,532,900円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7
NTT東日本株式会社
執行役員 北海道事業部長 茂谷浩子
- 4 取得の目的 市内小学校における学習用コンピュータ更新整備
- 5 契約の方法 随意契約

参考資料

教育用端末更新整備事業情報機器一式の内訳

No.	品名 (形式)	数量
1	コンバーチブル型 2 IN 1 パソコン	1, 4 8 9 台

議案第7号

令和8年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,970,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
9.	国有提供施設等所在市町村助成交付金		626,340	14,600	640,940
15.	国庫支出金		626,340	14,600	640,940
		1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金			
16.	道支		7,650,655	57,635	7,708,290
		1. 国庫負担金	5,018,959	72,967	5,091,926
		2. 国庫補助金	2,609,695	△15,332	2,594,363
18.	寄附金		2,811,551	190,876	3,002,427
		2. 道補助金	676,845	190,876	867,721
19.	繰入金		510	2,000	2,510
		1. 寄附金	510	2,000	2,510
20.	繰越金		3,613,824	32,900	3,646,724
		1. 繰入金	3,613,824	32,900	3,646,724
21.	雑収入		100,000	282,929	382,929
		1. 繰越金	100,000	282,929	382,929
22.	市債		1,072,804	20,355	1,093,159
		5. 雑収入	698,655	20,355	719,010
		1. 市債	3,173,300	7,500	3,180,800
		合計	3,173,300	7,500	3,180,800
		合計	39,361,826	608,795	39,970,621

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2.	総務費		6,903,193	170,795	7,073,988
		1. 総務管理費	6,725,905	170,795	6,896,700
3.	民生費		13,392,041	137,870	13,529,911
		1. 社会福祉費	6,499,450	3,056	6,502,506
		2. 児童福祉費	5,280,155	21,781	5,301,936
		3. 生活保護費	1,612,436	113,033	1,725,469
4.	衛生費		2,891,386	4,067	2,895,453
		1. 保健衛生費	629,276	2,612	631,888
		2. 保健体育費	383,138	1,455	384,593
6.	農林水産業費		413,260	3,702	416,962
		1. 農林費	413,260	3,702	416,962
9.	消防費		251,111	9,746	260,857

10. 教 育 費	1. 消 費		防	費	251, 111	9, 746	260, 857
	1. 教 育 總 務		校	費	3, 029, 894	282, 615	3, 312, 509
	2. 小 学 校		校	費	628, 891	291, 994	920, 885
	3. 中 学 校		校	費	662, 376	1, 900	664, 276
	4. 社 会 教 育 費		校	費	417, 023	△18, 751	398, 272
出 計		合 計		1, 321, 604	7, 472	1, 329, 076	
歳 出		計		39, 361, 826	608, 795	39, 970, 621	

第二表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	(単位 千円) 限 度 額
令和8年度図書館施設等改修事業	令和9年度	9,570

第三表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
島松駅周辺再整備事業債	54,600	71,600
学校教育施設整備事業債	67,900	58,400

令和 8年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	626,340	14,600	640,940
15. 国庫支出金	7,650,655	57,635	7,708,290
16. 道支支出金	2,811,551	190,876	3,002,427
18. 寄附金	510	2,000	2,510
19. 繰入金	3,613,824	32,900	3,646,724
20. 繰越金	100,000	282,929	382,929
21. 諸収入	1,072,804	20,355	1,093,159
22. 市債	3,173,300	7,500	3,180,800
歳入合計	39,361,826	608,795	39,970,621

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					一 般 財 源
				国 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
2. 総務費	6,903,193	170,795	7,073,988	0	0	0	19,934	150,861	
3. 民生費	13,392,041	137,870	13,529,911	90,840	0	0	0	47,030	
4. 衛生費	2,891,386	4,067	2,895,453	1,741	0	0	△7,307	9,633	
6. 農林水産業費	413,260	3,702	416,962	0	0	0	0	3,702	
8. 土木費	4,546,047	0	4,546,047	△28,500	0	17,000	11,500	0	
9. 消防費	251,111	9,746	260,857	0	0	0	1,157	8,589	
10. 教育費	3,029,894	282,615	3,312,509	△6,446	190,876	△9,500	5,648	102,037	
歳出合計	39,361,826	608,795	39,970,621	57,635	190,876	7,500	30,932	321,852	

2. 歳入

(款) 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	626,340	14,600	640,940	2 特定防衛施設周辺整備調整交付金	0	スポーツ施設改修事業 消防用資器材整備事業 消防団資器材整備事業
				3 再編関連訓練移転等交付金	14,600	消防用資器材整備事業 消防団資器材整備事業
計	626,340	14,600	640,940			6,361 8,239

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費負担金	5,018,959	72,967	5,091,926	2 生活保護費負担金	72,967	生活保護費負担金
計	5,018,959	72,967	5,091,926			72,967

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 民生費国庫補助金	329,244	17,873	347,117	1 民生費補助金	17,873	自立支援給付審査支払等システム改修事業費 最高裁判決に伴う追加支給事業費 母子家庭等対策総合支援事業費
3 衛生費国庫補助金	5,666	1,741	7,407	1 衛生費補助金	1,741	マイナンバー情報連携体制整備事業費
4 土木費国庫補助金	758,334	△28,500	729,834	2 都市計画事業補助金	△28,500	島松駅周辺再整備事業補助金
5 教育費国庫補助金	954,788	△6,446	948,342	2 中学校費補助金	△6,446	恵明中学校防火シャッター改修事業費
計	2,609,695	△15,332	2,594,363			429 15,743 1,701 1,741 △28,500 △6,446

(款) 16 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
9 教育費補助金	千円 77,948	千円 190,876	千円 268,824	千円 190,876	1 教育費補助金	千円 190,876	千円 190,876
計	676,845	190,876	867,721				
							学校給食費支援事業費交付金

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 寄附金	千円 510	千円 2,000	千円 2,510	千円 2,000	1 寄附金	千円 2,000	千円 600
計	510	2,000	2,510				千円 1,400
							子どもの読書活動を支える寄附 まちづくり推進基金寄附

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 基金繰入金	千円 3,578,491	千円 32,900	千円 3,611,391	千円 24,323	1 財政調整基金繰入金	千円 24,323	千円 24,323
					繰入金		
					3 まちづくり推進基金繰入金	15,884	15,884
					7 スポーツ振興基金繰入金	△7,307	△7,307
計	3,613,824	32,900	3,646,724				
							スポーツ振興基金繰入金

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	千円 100,000	千円 282,929	千円 382,929	千円 282,929	1 繰越金	千円 282,929	千円 282,929
計	100,000	282,929	382,929				
							繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 雑入	千円 698,631	千円 20,355	千円 718,986	8 雑	入	千円 20,355	デジタル基盤改革支援補助金 緊急防災ラジコ購入負担金
計	698,655	20,355	719,010				千円 19,855 500

(款) 22 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 土木債	千円 1,002,700	千円 17,000	千円 1,019,700	1 土木	債	千円 17,000	島松駅周辺再整備事業債
8 教育債	249,600	△9,500	240,100	1 教育	債	△9,500	恵明中学校防火シャッター改修事業債
計	3,173,300	7,500	3,180,800				△9,500

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		その他 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円					
3 財政管理費	1,075,185	27,269	1,102,454			19,855	7,414	13 使用料及び賃借料	27,269	2. システム基盤管理事業費 使用料及び賃借料
9 地域安全対策費	373,839	1,005	374,844				1,005	24 積立金	1,005	1 4. 駐車場基金積立金 積立金
12 財産管理費	191,477	16,700	208,177				16,700	24 積立金	16,700	7. 公共施設等管理保全基金積立金 積立金
13 土地取得事業特別会計繰出金	12,153	79	12,232			79		27 繰出金	79	1. 土地取得事業特別会計繰出金 繰出金
15 まちづくり推進基金	20,694	125,742	146,436				125,742	24 積立金	125,742	1. まちづくり推進基金積立金 積立金
計	1,673,348	170,795	1,844,143			19,934	150,861			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		その他 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円					
1 社会福祉総務費	180,586	2,198	182,784				2,198	24 積立金	2,198	9. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金
3 障がい者福祉費	3,036,627	858	3,037,485	429			429	12 委託料	858	3. 自立支援総務費 委託料
計	3,217,213	3,056	3,220,269	429			2,627			3-1. 自立支援事務費 委託料 報酬請求システムサービス改修委託

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明			
				補正額の財源内訳						金額		
				特	定	財	源				区分	
国	道	支	出	金	地方	債	その他	一般財源	金額			
1児童福祉 総務費	千円 1,631,329	千円 2,552	千円 1,633,881	千円 1,701	千円	千円	千円	千円 851	12委託料	千円 2,552	3. 児童手当等支給費 委託料 児童扶養手当システム改修委託	千円 (2,552) 2,552
4子育て支援 推進費	千円 3,604,487	千円 19,229	千円 3,623,716					千円 19,229	24積立金	千円 19,229	18. 子育て基金積立金 積立金	千円 (19,229) 19,229
計	千円 5,235,816	千円 21,781	千円 5,257,597	千円 1,701				千円 20,080				

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明			
				補正額の財源内訳						金額		
				特	定	財	源				区分	
国	道	支	出	金	地方	債	その他	一般財源	金額			
1生活保護 総務費	千円 25,031	千円 113,033	千円 138,064	千円 88,710	千円	千円	千円	千円 24,323	1報酬	千円 1,563	4. 最高裁判決に伴う追加支給事業費 報酬	千円 (113,033) 1,563
									3職員手当等	千円 1,926	職員手当等	千円 1,926
									4共済費	千円 354	共済費 旅費	千円 354
									8旅費	千円 38	費用弁償(通勤)	千円 38
									10需用費	千円 132	需用費 消耗品費 印刷製本費	千円 132 100
									11役務費	千円 724	役務費	千円 724
									12委託料	千円 10,260	通信運搬費 手数料 委託料	千円 165 559 10,260
									13使用料及び 賃借料	千円 696	生活保護追加給付業務委託 使用料及び賃借料	千円 696
									17備品購入費	千円 50	備品購入費 扶助費	千円 50 97,290
											生活扶助	千円 97,290

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 そ の 他				
1 生活保護 総務費								19 扶 助 費	97,290	
計	25,031	113,033	138,064	88,710			24,323			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 そ の 他				
2 予 防 費	253,741	2,612	256,353	1,741			871	12 委 託 料	2,612	1. 予 防 接 種 事 業 費 委 託 料 マ イ ナ ン パ ン バ ー 情 報 連 携 体 制 整 備 事 業 委 託
計	253,741	2,612	256,353	1,741			871			

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 そ の 他				
1 運 ス ポ ー ツ 振 興 費	43,405	1,455	44,860				1,455	24 積 立 金	1,455	5. ス ポ ー ツ 振 興 基 金 積 立 金 積 立 金
2 運 ス ポ ー ツ 施 設 費	339,733	0	339,733			△7,307 繰 入 金	7,307			2. ス ポ ー ツ 施 設 改 修 事 業 費
計	383,138	1,455	384,593			△7,307	8,762			

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農林費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円			
3 農業振興費	84,635	3,702	88,337				3,702	24 積立金	3,702	6. 農業振興基金積立金 積立金
計	84,635	3,702	88,337				3,702			(3,702) 3,702

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円			
1 都市計画 総務費	104,569	0	104,569	△28,500	17,000	11,500				2. 高松駅周辺再整備事業費
計	104,569	0	104,569	△28,500	17,000	11,500				

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円			
2 常備消防費	79,469	3,877	83,346				3,877	17 備品購入費	3,877	3. 消防用資器材整備事業費 備品購入費
3 非常 消防 費	14,834	4,712	19,546				4,712	17 備品購入費	4,712	2. 消防用資器材整備事業費 備品購入費
5 災害対策費	14,417	1,157	15,574			1,157		12 委託料	1,157	1. 災害対策費 委託料
計	108,720	9,746	118,466			線入金 諸収入 500	8,589		8,589	1-1. 災害対策事業費 委託料 緊急防災ラジコ調達委託

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				特 定 財 源						
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円			
1 教育委員会費	142,726	101,118	243,844			400	100,718	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	6. 学校教育推進事業費 負担金補助及び交付金 教育振興推進交付金 400 8. 高等学校等就学支援基金積立金 積立金 (718) 718 9. 恵庭市未来人材応援基金積立金 積立金 (100,000) 100,000	
4 学校給食費	459,462	190,876	650,338	190,876				18 負担金補助 及び交付金	4. 学校給食費支援交付金事業費 負担金補助及び交付金 190,876 学校給食費支援事業費交付金 190,876	
計	602,188	291,994	894,182	190,876		400	100,718			

(項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				特 定 財 源						
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円			
1 学校管理費	318,885	800	319,685			400	400	10 需用費	2. 学校図書館費 需用費 800 消耗品費 800	
3 学校整備費	248,285	1,100	249,385			1,000	100	17 備品購入費	7. 小学校備品購入事業費 備品購入費 (1,100) 1,100	
計	567,170	1,900	569,070			1,400	500			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源		その他 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円		
				国 道 支 出 金	地 方 債						
1 学校管理費	115,498	400	115,898			200	200	10 需用費	400	2. 学校図書館費 需用費 400 消耗品費 400	
3 学校整備費	234,240	△19,151	215,089	△6,446	△9,500	△3,205	△3,205	14 工事請負費	△19,151	4. 恵明中学校防火シャッター改修事業費 工事請負費 (△19,151) △19,151	
計	349,738	△18,751	330,987	△6,446	△9,500	△3,005	200				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源		その他 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円		
				国 道 支 出 金	地 方 債						
2 青少年女性等 教育費	20,028	619	20,647				619	24 積立金	619	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金 (619) 619	
6 図書館費	232,305	6,853	239,158			6,853		12 委託料	6,853	3. 図書館施設等改修事業費 委託料 (6,853) 6,853	
計	252,333	7,472	259,805			6,853	619			公募支援アロバイザリー業務委託	

説明資料
(一般会計)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源			内訳	明
							国庫支出金	地方債	その他		
2	総務	1	3	管理費	2	27,269			19,855	7,414	為替レートの影響及び利用時間の再積算によるCSP利用料の増額
2	総務	1	9	地域安全対策費	14	1,005				1,005	恵庭市営駐車場・駐輪場における収支差額還元金の積立による増額
2	総務	1	12	財産管理費	7	16,700				16,700	市有地売却収入の積立による増額
2	総務	1	13	土地取得事業特別会費	1	79			79	79	西島松・南島松地区用地取得事業費の増額による繰出金の増額
2	総務	1	15	まちづくり推進基金費	1	125,742				125,742	えにわ・花子さん愛情寄附積立 3,226件 ふるさと納税事業経費積立 5,283件
3	民生	1	1	福祉総務費	9	2,198				2,198	えにわ・花子さん愛情寄附積立 159件
3	民生	1	3	福祉障がい者福祉費	3-1	858				429	報酬改定による報酬請求システムの改修
3	民生	2	1	児童福祉総務費	3	2,552				1,701	特定親族特別控除の創設による児童扶養手当システムの改修
3	民生	2	4	児童福祉子育て支援推進費	18	19,229				19,229	えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,416件
3	民生	3	1	生活保護費	4	113,033				88,710	最高裁判決を踏まえた生活扶助費の追加支給の実施
4	衛生	1	2	保健衛生費	1	2,612				1,741	予防接種情報のマイナンバー情報連携によるシステムの改修
4	衛生	2	1	保健体育費	5	1,455				1,455	えにわ・花子さん愛情寄附積立 120件
4	衛生	2	2	保健体育費	2	0			△ 7,307	7,307	(調整交付金事業) 充当財源の変更に伴う財源調整(スポーツ振興基金→調整交付金) (一般財源:調整交付金 7,307千円)

(千円)

説明資料
(一般会計)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債		
6	1	3	6	費	費	3,702			3,702		えにわ・花子さん愛情寄附積立 269件
8	4	1	2	費	費	0	△ 28,500	17,000	11,500		国庫支出金減額による財源組替
9	1	2	3	費	費	3,877			3,877		(再編関連訓練移転等交付金事業) 再編関連訓練移転等交付金の交付決定に伴う財源変更・ 事業調整(調整交付金→再編交付金) (一般財源:調整交付金△3,066千円、再編交付金6,361千 円、繰越金582千円)
9	1	3	2	費	費	4,712			4,712		(再編関連訓練移転等交付金事業) 再編関連訓練移転等交付金の交付決定に伴う財源変更・ 事業調整(調整交付金→再編交付金) (一般財源:調整交付金△4,241千円、再編交付金8,239千 円、繰越金714千円)
9	1	5	1-1	費	費	1,157			1,157		緊急防災ラジオ調達委託の実施
10	1	1	6	費	費	400			400		えにわ・花子さん愛情寄附による教育振興推進交付金の交 付 1件
10	1	1	8	費	費	718				718	えにわ・花子さん愛情寄附積立 49件
10	1	1	9	費	費	100,000				100,000	えにわ・花子さん愛情寄附積立 1件
10	1	4	4	費	費	190,876		190,876			小学校給食費の無償化に伴う交付金の交付 3,337人×5,200円×11ヶ月分
10	2	1	2	費	費	800			400	400	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書
10	2	3	7	費	費	1,100			1,000	100	えにわ・花子さん愛情寄附による和光小学校の備品購入 1件
10	3	1	2	費	費	400			200	200	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購 入 1件
10	3	3	4	費	費	△ 19,151	△ 6,446	△ 9,500	△ 3,205		繰越明許費として執行することによる現年度予算の減額

(千円)

説明資料
(一般会計)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明		
							国庫支出金	道支出金	地方債				
10	4	2	8	費	金	619				619	えにわ・花子さん愛情寄附積立 55件		
				青少年女性等教育費	積立金								
10	4	6	3	費	費	6,853				6,853	図書館改修・運営事業に関する事業者選定アドバイザリー委託業務の実施		
				図書館	改修事業費								
				図書館	改修事業費	608,795	57,635	190,876	7,500	321,852	30,932	一般財源の内訳 繰越金 282,929千円、財政調整基金24,323千円、再編交付金 14,600千円	
				合計									

議案第8号

令和8年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,545,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和8年6月12日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入	金	12,153	79	12,232
	1. 繰入	12,153	79	12,232
3. 市債	債	0	1,530,000	1,530,000
	1. 市債	0	1,530,000	1,530,000
歳入	合計	15,159	1,530,079	1,545,238

千円

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 土地取得事業費	土地取得事業費		946	1,530,079	1,531,025
		1. 土地取得事業費	946	1,530,079	1,531,025
歳出	合計		15,159	1,530,079	1,545,238

第二表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	(単位 千円) 限 度 額
令和8年度西島松・南島松地区用地取得事業	令和9年度	1,513,491

第三表 地方債補正

(単位 千円)

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西島松・南島松地区用地取得事業債	1,530,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直し 後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内とし 償還は毎年度2期元利均等又は元金均等償還 とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときは その条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮し、 若しくは繰上げ償還をし又は低利償に借換 することができる。

令和 8 年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) 説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	千円 12,153	千円 79	千円 12,232
3. 市債	0	1,530,000	1,530,000
歳入合計	15,159	1,530,079	1,545,238

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国支	道支	地方債	その他
2. 土地取得事業費	千円 946	千円 1,530,079	千円 1,531,025	千円 0	千円 0	千円 1,530,000	千円 79
歳出合計	15,159	1,530,079	1,545,238	0	0	1,530,000	79

2. 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	千円 12,153	千円 79	千円 12,232	1 一般会計繰入金	千円 79	一般会計繰入金 (投資)
計	12,153	79	12,232			

(款) 3 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市債	千円 0	千円 1,530,000	千円 1,530,000	1 市債	千円 1,530,000	西島松・南島松地区用地取得事業債
計	0	1,530,000	1,530,000			

3. 歳出
(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明	
				国道支出金 千円	特 定 財 源 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円	区 分		金 額 千円
1 土地取得事業費	946	1,530,079	1,531,025			1,530,000		79	8 旅 費	506	1. 西島松・南島松地区用地取得事業費 旅費
									12 委託料	16,082	一般旅費
									21 補償補填及び賠償金	1,513,491	西島松地区測量費業務委託 補償補填及び賠償金
計	946	1,530,079	1,531,025			1,530,000		79			506 506 16,082 1,513,491 1,513,491

説明資料
(土地取得事業特別会計)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債		
2	1	1	1	土地取得事業費	土地取得事業費	1,530,079		1,530,000	79	用地取得に係る物件移転補償費などの増額	
		合	計			1,530,079	0	1,530,000	79	一般財源の内訳 一般会計繰入金 79千円	

(千円)